

明文・解釈の改憲の動き活発化 広がる国民の政治不信

「あいち医師・歯科医師九条の会」第14回憲法の集い

憲法をめぐる現状

～改憲論、集団的自衛権行使などを題材に～(仮)



講師 浦部法穂氏

(神戸大学名誉教授、憲法学。法学館憲法研究所顧問)

とき 10月6日(土)午後3時～5時

ところ 中京大学名古屋キャンパス「0603 教室」

(名古屋市昭和区八事本町101-2、地下鉄「八事」5番出口すぐ)

国会の憲法審査会では自民・民主などから明文改憲の動きが活発化しています。また、集団的自衛権行使をめぐる解釈改憲の動きも強まっています。一方、脱原発・米軍輸送機オスプレイ配備などで国民の政治不信が広がっています。

憲法をめぐる現状を学び、憲法をまもる私たちの課題はなにか、講演を聴きます。

参加協力費：

医師・歯科医師 1000円
一般市民 500円

主催：あいち医師・歯科医師九条の会

連絡先：名古屋市昭和区妙見町19-2

愛知県保険医協会気付

FAX 052-834-3512 電話 052-832-1345

共催：愛知県保険医協会

浦部法穂(うべ のりほ)氏

1946年愛知県生まれ。神戸大学法学部長・副学長、名古屋大学大学院法学研究科教授を経て、現在法学館憲法研究所顧問、神戸大学名誉教授、弁護士。
主な著書に、『いま、憲法学を問う』(共編著)(日本評論社、2001年)、『ドキュメント日本国憲法』(共編著、日本評論社、1998年)、『憲法学教室(全訂第二版)』(日本評論社、2006年)、『世界史の中の憲法』(共栄書房、2008年)、『憲法の本・改訂版』(共栄書房、2012年)など。



「集団的自衛権行使」で解釈改憲の動き

自国を守るための個別的自衛権の範囲を超えて、集団的自衛権を行使することは、憲法九条の制約上許容されていないとの立場を日本政府はとっている。しかし、5月のハワイ沖の環太平洋合同演習(リムパック)で自衛隊の護衛艦がアメリカ、オーストラリア軍と合同で撃沈訓練を行ったことをめぐり、集団的自衛権行使にあたる

「集団的自衛権行使」で解釈改憲の動き。また、国民の政治不信を背景に、橋下大阪市長らの維新の会の国政進出も、改憲との関係で見過ぐせない。

2011年10月、衆参両院は憲法審査会の委員を選任、11月から審査が始まった。今年5月には衆院の審査会で現行憲法について各章ごとの検証も始まった。このうち5月31日の審査では、「第二章 戦争の放棄(第九条)」が対象となり、民主党は憲法改正で自衛権の範囲を明確にすべきと主張、自民党は4月に発表した改憲草案を紹介して、改憲によって自衛隊を国防軍に位置づけ、集団的自衛権も認めるよう主張した。集団的自衛権に関して、民主党議員は「制約された自衛権を明確にし、憲法に国連が主導する集団安全保障活動への参加を位置づけるのが望ましい」と述べた。

明文改憲の動き

憲法をまもる私たちの課題は

……憲法のつどいにぜひ参加を

この指摘がなされている。

また、「国家戦略会議(議長・野田首相)」の「フロンティア分科会」報告(7月6日)は、集団的自衛権の行使を含めた国際的な安全保障協力手段の拡充を実現すべきと明記、「武器使用原則や国連平和維持活動(PKO)五原則、集団的自衛権行使や海外での武力行使をめぐる憲法解釈」の見直しを提言した。野田首相は、この報告をもとに、憲法解釈見直しを国会で答弁する事態になっている。

10月のつどいにぜひ参加を

浦部法穂氏(神戸大学名誉教授、憲法学)は、集団的自衛権行使を認めない政府の立場は、自衛隊を合憲とする条件として用いられた経緯があり、「集団的自衛権行使を認める」ということは自衛隊合憲論を捨てることに他ならない。つまり、自衛隊は違憲だと宣言するに等しい。それでも自衛隊を存続させるのは「政府は憲法に縛られない」というのと同じことになり、立憲主義の根幹に関わる」と指摘、さらに「そもそも憲法の規範内容は政府の解釈次第で変えられてよいものなのか」とも問題提起している。

折しも、「脱原発」「TPP参加反対」で世論は大きく盛り上がり、米軍輸送機オスプレイ配備でも山口県知事や岩国市長が日米安保や米軍再編見直しに言及するなど、国民の中で安全・安心のくらしや平和に関わる体制不信が増大している。

明文解釈とともに改憲の危険が増す現状をどう捉えたらいいのか。九条を守る私たちの運動の課題は何か。憲法学の浦部法穂氏を迎える10月6日の「憲法のつどい」にぜひご参加いただきたい。

あいち医師・歯科医師九条の会ニュース

第21号

2012年8月20日発行

名古屋市昭和区妙見町19の2、
愛知県保険医協会館内
あいち医師・歯科医師九条の会
〒466-8655
電話 052-832-1345
FAX 052-834-3512

「あいち九条の会」の取り組みご紹介

- ①東海ブロック交流集会（9/16）…東海4県の「会」の活動交流の場が初めて設けられます。憲法を巡る情勢について、渡辺治氏（一橋大学名誉教授、九条の会事務局）が講演します。事前申し込みが必要ですので、ご希望の方は、保険医協会事務局までご連絡ください。
- ②大江健三郎氏講演会（11/3）…九条の会よびかけ人の一人、作家の大江健三郎氏が、憲法を守る取り組みの重要性と若者への期待などを語ります。

九条の会 東海ブロック交流集会

ま
み
語
り



自民党は国防軍の創設、「国民の義務」などを明記した「憲法改正草案」を発表しました。国会では、憲法審査会で憲法の各条文ごとの議論を進めようとしています。国家を規制する憲法を、国民をしばるものへ変えようとする動きが急速に強まっています。このたび、東海4県（静岡・愛知・岐阜・三重）で活動する「九条の会」が集まり、お互いの活動の経験や悩み、課題などを語りあい、交流したいと思います。ご参加をお願いします。

9月16日（日）
10時～16時30分
東別院会館・大ホール
地下鉄鶴舞線・名城線「東別院」駅下車
4番出口出て2分 裏面に地図を掲載

- ◆ 講演 渡辺 治 一橋大学名誉教授
- ◆ 4分科会をもうけ、テーマ別で討論、活動を交流 詳細は裏面に参加費 1000円
- ※ 会場周辺には飲食店がありません 昼食は各自でご持参ください
- ◆ 参加される方は、下記の各県九条の会に事前にご連絡をお願いします。

主催 東海ブロック交流集会実行委員会
（あいち九条の会・しずおか憲法九条の会・九条の会静岡連絡会・九条の会みえネットワーク）
連絡先 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル 第一法律事務所高付
実行委員会事務局（あいち九条の会） TEL 052(211)2236 FAX 052(211)2237

憲法をめぐる情勢をつかみ 悩みや疑問をだしあい、活動の糧に

東海ブロック交流集会の概要は、以下のとおりです。
第4分科会をテーマと内容については、若手研究者と若者をまじえて、いほの若者をめく

る状況（貧困・健康問題・閉塞感 etc）や、憲法との付き合い方など、話し合いを進めています。より多くの若者が語り合い、何れをつかむ機会にしようと思っております。

- 午前：全体集会
10:00 開会
10:10～11:40 記念講演、渡辺 治
演題「（仮）改革情勢と九条運動の課題」
11:40～12:20 各県報告
12:20～13:15 昼食休憩
- 午後：分科会と全体会
分科会 13:15～15:50
(1)第1分科会「改革をめぐる情勢をつかむ」
渡辺 治講師との質疑を中心に
(2)第2分科会「九条から原発を語る」
講師：長峯 信彦（愛知大教授・憲法）ミニ講演と討論
(3)第3分科会「九条の会をどう発展させるか」
国民の過半数をめざすとくみ、九条の会の日常活動、組織運営など
(4)第4分科会（特別分科会）「若者と憲法 ―学生・青年による話し合い―」
九条をまもる活動に、若者の参加を実現するには、まず若者たちが置かれている現状、悩みや思いを知ることが大切であり、率直に語り合える場にすべく、準備を進めています。若者自身の発想による企画をめざしています。

全体会 16:00～16:30
●分科会報告
●まとめと閉会挨拶
閉会 16:30



会場の案内とお願い

会場となる東別院会館には、鉄道では金山駅が最寄りです。金山から地下鉄有明線に乗り換え、東別院駅下車、4番出口から西に、徒歩2分です。「メーテレ（名古屋放送局）」の西側です。
車でお見えになる方は、東別院駐車場をご利用ください。台数に限りがあり、公共交通のご利用をお願いします。
当日の昼食につきましては、会場周辺に飲食店が少ないため、ご自身で持参ください。なお、ゴミなどはお持ち帰りください。ご協力をお願いします。

「あいち医師・歯科医師九条の会」の活動を支えるカンパのお願い

2004年6月に大江健三郎氏、加藤周一氏など九氏が、憲法九条を守るアピールを発表。翌年、愛知県でこのアピールに賛同していただいた方の中でよびかけ人と世話人を募り、「あいち医師・歯科医師九条の会」を発足させました。現在、賛同者は1000人を超えていますが、本号ニュースでもお伝えしているように、改憲の動きが活発化している中、いまこそ九条を守る取り組みを強めなければ

なりません。

「あいち医師・歯科医師九条の会」の財政は、「寄付金をもって賄う」とことと申し合わせています。そこで、カンパのお願いを申し上げます。

額面の基準はございません。本号同封の振り込み用紙をご利用ください。

郵便振替口座 00890-6-12008
加入者名 愛知県保険医協会
※通信欄に「あいち医師・歯科医師九条の会募金」とご記入下さい

憲法公布60周年 憲法九条をまもろう 2012 愛知県民のつどい 大江健三郎さんと語り 私たちの未来



今年の「11・3県民のつどい」は、7月16日に代々木公園に17万人が集まり、脱原発の声をあげ「さよなら原発 10万人集会」を呼びかけた大江健三郎さんが講演します。

ノーベル文学賞受賞者の大江さんは、8年前、加藤周一さんと「九条の会」結成を呼びかけた一人。充足時の記者会見で、憲法とご自身をふりかえり、戦争が終わった1945年は10才、12才のとき日本国憲法が施行されたこと。以後、憲法が害に基本であり、「私にとっての憲法とは…」と、いつも自問自答してきたと語りました。そして九条の会を、憲法をまもる多くの運動が集まっていく大きなネットワークにしたい。様々な人々が重なっていく場所としたいと期待を述べました。（2004年6月10日）

今秋の「2012県民のつどい」は、大江さんの講演と若者たちのトークなどを組み合わせ、私たちの未来と憲法をあつく語る、すてきな集いとして成功させたいと考えています。ぜひ、お話し合わせご参加ください。



11月3日（祝）

午後12時 開場 13時 開演

名古屋市民会堂 JR・地下鉄鶴舞駅下車

参加協力券 一般 1000円 大学生・障がい者 500円

※ 正式なチラシは、9月中旬に配布の予定です

主催 あいち九条の会

連絡先 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル
名古屋第一法律事務所高付 TEL 052(211)2236 担当者 江崎